

第 8 8 回埼玉県大規模小売店舗立地審議会議事録

- 1 日 時 平成 2 8 年 1 1 月 2 4 日 午前 9 時 3 0 分～午前 1 1 時 0 0 分
- 2 場 所 全日埼玉会館 6 階会議室
- 3 出席者 委員名（敬称略）
小谷 仁、高田和幸、松本泰尚、三角元子
伊藤一久、黒川文子、藤井さやか（左記は意見の開陳による出席）

※事務局 産業労働部参事兼副部長 渡辺 充
商業・サービス産業支援課課長 堀井 徹
商業・サービス産業支援課副課長 飯塚清隆
商業・サービス産業支援課商業担当職員 3 名

4 審議内容

県意見についての審議

(1) 変更

- 変更（6 条 2 項） ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ
- 変更（6 条 2 項） ベルク川越新宿店
- 変更（附則 5 条 1 項） 入間リバーサイド・ショッピングセンター
- 変更（6 条 2 項） ホームマートセキチュー上尾店

(2) 新設

- 新設（5 条 1 項） 小川ビル
- 新設（5 条 1 項） （仮称）ベルク八潮鶴ヶ曽根店
- 新設（5 条 1 項） （仮称）ヤオコー行田門井店 A 棟
- 新設（5 条 1 項） （仮称）ヤオコー行田門井店 B 棟

5 傍聴人 なし

6 その他 事前打ち合わせを行い、内容等について確認した。

- (1) 交通について 1 1 月 1 5 日（火） 高田和幸委員
- (2) 騒音について 1 1 月 1 0 日（木） 松本泰尚委員

会議要旨（概要）

1 開会

2 議事

県意見についての審議

【議 長】 公共交通機関への雪の影響により遅れる委員があるため、本日は変更案件から先に審議し、遅れる委員からは、後にまとめてご意見をいただくこととしたい。

（全員了承）

（1）変更

- 変更（6条2項） ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザ
- 変更（6条2項） ベルク川越新宿店
- 変更（附則5条1項） 入間リバーサイド・ショッピングセンター
- 変更（6条2項） ホームマートセキチュー上尾店

（事務局説明）

【議 長】 ベルク川越新宿店は出入口を新設する。騒音の影響はどうか。

【委 員】 店舗は深夜時間の営業を行うが、新設される出入口3は、夜間は閉鎖する計画である。その他の出入口における車両走行音で夜間の最大値が基準値を超えてしまうが、他の店舗でも見られるため、この店舗が特に騒音が大きいということにはならない。

こちらの店舗では環境騒音を計測しているが、その計測はいつ行ったのか。変更後の環境騒音だとしたら比較するのは適切ではない。

【事務局】 平成28年2月2日に計測しており、変更前の環境騒音である。

【議 長】 その他、騒音についてはどうか。

【委 員】 入間リバーサイド・ショッピングセンターでは入間市から騒音についての意見が出されている。店舗敷地境界で騒音が基準を超えて

いるものもあるが、超過している地点は河川敷に面している。住居のない方面に機器等を集中させ、住環境に配慮を行った結果である。

【委員】 ヤオコー狭山北入曽ショッピングプラザとホームマートセキチュー上尾店では営業開始時間を早めている。その分、早い時間に搬入を行うことになるならば、そのことを住民に周知する必要がある。納入車両の出入りで近隣から苦情を受けている店舗の例がある。

【事務局】 荷さばき時間の変更は行っていない。なお、藤井委員からの意見開陳の中で、営業時間を延長する場合は周辺市街地への十分な配慮が必要とのコメントが添えられていた。

【議長】 十分な配慮につき、具体的にどのようにまとめるべきか。車両の出入りに伴う騒音や周辺道路の渋滞対策か。

【事務局】 一般的には自動車の出入りの際の音が騒音の元となることが多いと考える。お客様に対し、様々な機会を捉えて静穏をお願いする、苦情を受けた際には迅速、誠実に対応するなどが多くの店舗で採られている配慮である。

【委員】 交通について、ベルク川越新宿店の周囲が通学路になっているため、歩道の状況を確認するよう事務局に依頼した。その結果、ガードレール等で分離された歩道であることが確認できたが、通学路への安全の配慮は必要である。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、営業時間を延長する場合は周辺市街地への十分な配慮が必要との口頭意見、ならびに、ベルク川越新宿店について、No. 3 出入口は通学路と交錯するので、ガードレールが設置されているとはいえ、引き続き安全に配慮されたい、の1点を口頭で設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

(2) 新設

●新設（5条1項） 小川ビル

（事務局説明）

- 【委員】 交通については、交差点需要率は最も高い地点で0.53であり、特段問題は発生しないと判断できる。
川越市からの意見のうち、付近一帯の渋滞対策に対する回答に具体性がないため、事前に事務局に確認を依頼したが、誘導員配置を検討するとの回答であった。
- 【委員】 出入口2は通学路指定されているのか。
- 【事務局】 中学校のみ通学路に指定されている。安全性については、中学生であれば大丈夫だと思われる。
- 【委員】 新築ではなく建て替えであり、交通量の増加に伴う対策をする用意があると確認している。
- 【委員】 騒音については、設備機器の騒音レベルが基準を超えている地点が1か所ある。この箇所は幼稚園から50m以内にあり、通常よりも基準値を5dB下げる必要がある。しかし、直近の住居外壁では基準値以内となっており、他の物件と比べて特段問題があるということはない。
- 【議長】 従前の建物の設備機器も同じ位置にあったのか。
- 【事務局】 まったく同じではないが、近い位置にあった。
- 【委員】 川越は歴史のある町なので、川越祭りなど地域行事等に商工業者が支援をしてきている。協力をこれまで以上にお願いしたい。
- 【議長】 他に意見はあるか。
- 【委員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、歴史ある川越市においては、伝統的に商工業者が地域行事等を支援していることもあり商業者として地域振興にこれまでに増して協力されたい、の1点を口頭で設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

●新設（5条1項）

（仮称）ベルク八潮鶴ヶ曽根店

（事務局説明）

【委員】 交通の関係では、周辺の交通状況に大きな影響は出てこない。

事前説明の際、県道と市道に計3か所用意されている出入口の使い分けについて質問をした。その結果、県道に面したNo. 2出入口を主要な出入口とし、No. 1入口は、地上面の南側に用意されている駐車場に入る車の為のものであると回答をいただいた。南側の駐車場が満車の際は、通路からNo. 2出入口方面に向かわせ、そこから入ってきた車と合流し、空いている駐車マスに入庫させるとのことだった。

混雑時は、No. 1入口、No. 2出入口からの車の交錯により場内が混雑し、県道に待ちが及ぶ恐れもある。その際は市道に沿ったNo. 3出入口へ誘導し、県道の渋滞を回避する運用を想定している。

No. 3出入口から入った車両は、駐車場の通路を大回りして2階の駐車場に向かうが、混雑時には、屋上スロープ付近に誘導員を配置して直接屋上に上げるよう誘導する計画である。

多数の来店車両が一時期に生じた場合、駐車場の安全を図るため、こうした誘導を適切に行う必要がある。

自転車による来客は、南側と北側の歩行者用通路を使う予定である。自転車は車両として扱うことから、歩行者通路を使って誘導することに違和感もある。歩行者専用通路は、自転車を降りて通行するなど歩行者の安全に配慮されたい。

【委員】 騒音の関係では、車の出入りによる最大騒音の予測は基準を超える。他の店舗で行うのと同じように、直近の住居外壁において再予測をすると基準内となるので、この店舗が特別にうるさいという結果にはならない。

設備機器の合成音が図面の「い」のところで超えていた。付近の屋上に設備機器が設置されるためであるが、その対策として防音壁、遮音壁が設置される。予測はその効果を加味していなので、実際はここまでの値にはならない。直近の住居の敷地で再予測した結果は問題ないことから、騒音に関しては問題ないという結論である。

【委員】 設置者が、環境諸法令を遵守すると漠然と回答しているがどのような法令遵守を言っているのか。市の質問も設置者回答も、双方とも、漠としていて分からない。

【事務局】 市の質問が漠とした一般論ではないかと思われる。

【議長】 市からの意見に、環境諸法令を遵守することとあるが、市は、具体的に何か遵守すべき法令を特定しているのか。

【事務局】 例えば、埼玉県生活環境保全条例というのがあり、こちらが騒音・振動に対する規制を行っている法令である。

【議長】 設置者が遵守すべき法令を具体的に分かったうえで回答したのか。先ほど委員の意見があったように、市は、目的があって聞いているのではないのか。

【事務局】 何か法令違反の問題が発生しているということではなく、念押しのための意見であるという解釈で差支えないと考えている。

【議長】 他に意見はあるか。

【委員】 なし。

【議長】 以上の審議を踏まえ、意見を付さないこととし、駐車場内の安全と適切な誘導に十分配慮されたい。特に多数の来店車両が一時期に生じた場合、敷地内における車両動線が交錯する恐れがあるため、敷地内の交通の安全に留意されたい。自転車による来店者を歩行者専用通路に誘導するに当たっては、自転車を降りて通行させるなど、歩行者の安全に配慮されたい、の2点を口頭で設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

- 新設（5条1項） （仮称）ヤオコー行田門井店 A棟
- 新設（5条1項） （仮称）ヤオコー行田門井店 B棟

（事務局説明）

【委員】 交通に関し、周辺地域へは大きな影響は及ばないと考えている。

A棟、B棟は別の案件という事だが、A棟とB棟を往来する人は多いと予想される。市道を横断することになるので、安全管理について事前に伺った。その際、横断歩道の設置も検討してはと私からも提示させていただいたが、回答はこの場所で視認性を十分確保してあるというものであった。また、警察との交通協議のなかで横断歩道設置については指導がなかったとのことである。設置者からはオープン当初など、入出庫の多い時間帯には交通整備員を配置し、車の誘導や歩行者の安全に適切に対応する。さらに問題があれば適切に対応するとの回答もいただいており、様子を見て問題点があれば、その都度改善していく対応になるかと思う。

通路が歩行者と自転車とで共有されるようなので、その安全配慮についてはしっかり対応するようコメントしたらよい。

【委員】 騒音については、資料12ページ右下の表にあるように、設備機器による夜間の騒音の最大値が基準を超えている。保全対象側で再予測した結果は問題なかった。問題のある予測点は道路に近い場所で、元々騒音のある環境だと思われる。その点も含めて考えると、騒音は問題にはならないとの予測結果となっている。

【議長】 A棟の、キュービクルやC-1、C-2などの設備が集中して設置される場所に近い、戸建住宅への影響は問題ないか。

【委員】 それぞれの発生源からの店舗敷地境界での騒音は、基準を満たす値になっている。遮音壁などの対策が講じられており、問題ないのではないか。

【委員】 すでに商工会議所に入っている企業なので、引き続きご協力をお願いしたい。

【委員】 引き続き、駐車場と店舗が公道を挟んでいるので、カートの走行

音、周辺における騒音等の対策、また工事中の駐車場不足の対策についても対応をお願いしたい。

【議 長】 他に意見はあるか。

【委 員】 なし。

【議 長】 以上の審議を踏まえ、意見は付さないこととし、多くの来店客がA棟、B棟間の市道を横断して移動することが見込まれるので、市道横断時の安全に配慮するとともにカートの騒音には十分配慮されたい。自転車による来店者を歩行者専用通路に誘導するに当たっては、自転車を降りて通行させるなど、歩行者の安全に配慮されたい。の2点を口頭意見として設置者に伝えるということによろしいか。

(全員了承)

3 変更案件につき、追加の意見は特になし。

4 閉会

以上、埼玉県大規模小売店舗立地法審議会規則第8条第2項の規定に基づき、審議の内容に相違ないことを認め、ここに署名する。

平成28年11月24日

議 長 (三角委員)

議事録署名委員 (小谷委員)

議事録署名委員 (松本委員)